

農地中間管理事業による農用地の集積、集約化 に関する協定書

公益社団法人新潟県農林公社（以下「甲」という。）と新潟県農業法人協会（以下「乙」という。）、新潟県認定農業者会（以下「丙」という。）、新潟県稲作経営者会議（以下「丁」という。）及び新潟県土地改良事業団体連合会（以下「戊」という。）は、農用地利用の効率化及び高度化を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、農業法人や認定農業者など農業の担い手の規模の拡大、農用地の集団化等による農用地利用の効率化及び高度化を図るために、甲が推進する農地中間管理事業の利活用の促進を図ることを目的とする。

（農地中間管理事業の促進）

第2条 甲は、現在実施している農地中間管理事業による農用地の集積、集約化をさらに促進させるため、県内で経営転換や経営縮小を検討している農用地の所有者等に対し、農地中間管理事業の周知を徹底するとともに、地域農業の担い手である乙・丁の会員、丙の会員組織に属する者（以下「乙丙丁の会員等」という。）及び戊の会員組織に対し、その利活用を促すよう努めるものとする。

（取組指針）

第3条 乙、丙、丁及び戊は、農地中間管理事業の取組を支援するため、次に掲げる事項に取り組むよう呼びかけを行うこととする。

- （1）農用地の利活用に係る手続きを可能な限り農地中間管理事業で行い、農地中間管理事業による農地の集積、集約化の一層の加速化に資するよう努めること。
- （2）分散錯圖の解消に向け、地域の関係者との調整や協議に協力すること。
- （3）自らの事業経営に影響がない限りにおいて、中山間地域における農用地の集積、集約化及び新規就農等のための各種取組に努めること。
- （4）農地整備事業の実施にあたっては、可能な限り農地中間管理事業を活用した農地の集積、集約化に努めること。

（農用地の利用）

第4条 甲は、乙丙丁の会員等が甲から農用地を借り受けている場合、当該農用地を管轄する自治体等と協力し、乙丙丁の会員等の生産活動が、地域農業との調和のもとに健全な発展が図られるよう努めるものとする。

（公表及び周知）

第5条 甲、乙、丙、丁及び戊は、本協定の内容を公表し、各地域、自治体等に本協定の趣旨を広く周知するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の3ヶ月前までに甲、乙、丙、丁及び戊から別段の意思表示がないときは、更に1年間継続するものとし、以後同様とする。

（協議）

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙、丙、丁及び戊の協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書7通を作成し、甲乙丙丁戊及び立会人記名の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年3月29日

甲 公益社団法人新潟県農林公社
代表理事

岡村 均

乙 新潟県農業法人協会
会長

柄澤 和久

丙 新潟県認定農業者会
会長

有施 賢一

丁 新潟県稲作経営者会議
会長

平石 博

戊 新潟県土地改良事業団体連合会
会長

三富 佳一

立会人 新潟県知事

米山 隆一

立会人 一般社団法人新潟県農業会議
会長

石山 章